

マイナンバーカードの健康保険証利用について

留学生のみなさんへ

すでに知っている方もいると思いますが、「健康保険証」が、2024 年 12 月 2 日以降新たに発行されなくなりました。

皆さんがすでに持っている健康保険証は、有効期限までの間、最長 1 年間使用できます。

今後は、「マイナンバーカード」を健康保険証利用登録することで、医療機関・薬局で健康保険証として利用することができます。

利用の際は顔認証付きカードリーダーで受付を行います。

顔認証付きカードリーダーを利用することで、これまでよりも正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができ、より良い医療を受けることができます。

■マイナンバーカード作成についてはこちら：マイナンバーカード総合サイト（多言語対応）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

※ 申請してから届くまでに約 1 ヶ月半程度かかることにご注意ください。

■マイナンバーカードの健康保険証利用：デジタル庁（英語あり）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/insurance-card>

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、今の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が、無償で申請をしなくても交付されます。

自宅に「資格確認書」が届いたら、大事に保管してください。

「資格確認書」が、医療機関・薬局でこれまでの健康保険証の役割を担います。

■資格確認書（マイナ保険証以外の受診方法）：デジタル庁（英語あり）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/insurance-card/optional-insured-status>

なお、在留カードの更新をした場合は、マイナンバーカードも更新が必要となりますので、ご注意ください。

■マイナンバーカードを作って、便利に生活しましょう！: 出入国在留管理庁 (多言語対応)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/mynumbercard.html>

新潟大学 学務部 国際交流推進課

International Office, Niigata University